

課長	課長補佐	係長	担当者 (総務係) (工務係)
台帳処理	年 月 日		

口径	水栓番号	お客様番号
mm		
水系	検針区	町内会

給水装置所有者(水道使用者)変更届

年 月 日

かつらぎ町長 様

届出者 住所

氏名 印

(電話番号 — — )

かつらぎ町水道事業給水条例第25条第2項の規定に基づき、次のとおり給水装置所有者(水道使用者)を変更し、全ての権利義務(水道使用者変更時は、料金及び未納料金納入義務を含む)を継承したので、届け出ます。

給水装置の装置場所	かつらぎ町大字		
変更区分	<input type="checkbox"/> 給水装置の所有者 <input type="checkbox"/> 水道使用者(下水道を井戸併用で使用時は、世帯人数変更等の別途届出が必要です)		
給水装置の所有者(水道使用者)	新	住所	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ (記入省略)
		フリガナ	
		氏名	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ (記入省略) (電話番号 — — ) 印
	旧	住所	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ (記入省略)
		フリガナ	
		氏名	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ (記入省略) (電話番号 — — ) 印
変更年月日	年 月 日		
変更事由	<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 名称変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> その他( )		

【注意】

- 「給水装置の所有者」とは、給水装置(給水管、水栓など)の所有権を有する方のことです。「水道使用者」とは、実際に水道を使用し、料金納付(支払い)をする方のことです。
- 家屋の所有(入居)者又は土地の所有者でなければ、給水装置を所有できません。
- 変更区分のうち、譲渡、売買、名称変更、合併の場合は、土地や家屋の売買契約書の写しや登記事項証明書の写しなど、変更がわかる書類を提出してください。ただし、新旧の記名押印がある場合を除きます。
- 相続、名称変更、合併時は、旧欄の押印は不要です。
- 水道料金等の精算が伴う場合(売買など)は、本届け出では変更できません。(旧使用者の給水中止と新使用者の給水開始の手続きが必要となります。)
- 水道のご使用にあたっては、「かつらぎ町水道事業給水条例」および「かつらぎ町水道事業給水条例施行規程」が契約の内容となります。